

リバーフロント整備に関する動向

山 口 嘉 之

1. はじめに

国土の都市化が進行する中で、水辺は貴重な水と緑の空間として地域に潤いを与えるとともに、まちの景観形成や余暇の有効利用等において重要な役割を果たしてきた、特に最近ではまちづくりにおいて水辺の意義が高く評価されてきており、良好な水辺の整備はまちづくりの中で重要な位置を占めつつある。親しめる水辺、清流の復活、水辺に顔を向けた通と街並等、水辺の価値をよみがえらせることは、人々のゆとりと潤いのある生活環境の創出に欠かせないものである。

このように豊かで潤いのある水辺環境の形成のため、総合的に施策を推進していく必要があることから、昭和62年度を初年度とする第7次治水事業五カ年計画においても、「安全で活力ある国土基盤の形成」（治水）、「社会・経済の発展に向けての水資源開発」（利水）と並んで、「潤いとふれあいのある水辺環境の形成」（親水）を計画の基本方針としてかかげており、この方針の下に各種の施策を実施しているところである。

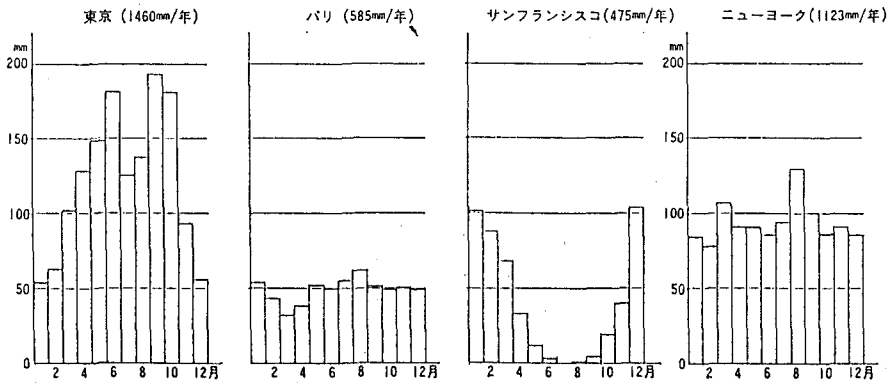
最近の水辺空間整備に関する施策の推移、施策の概要を紹介するとともに、今後の展開にあたって必要な視点について私見を交えつつのべる。

2-1 日本の水辺環境の特性の理解

日本の河川は、外国の河川に比較して、気象や地形の違いから流量の季節変動、洪水の波形と流速、河川の平常流量等河川の性質に大きな違いがある。そしてこの違いは、リバーフロントの性質にまで現われざるをえない。

図一1に月別平均降水量をグラフにした。この図を見ると、各地の降雨パターンノ

違いは大きい。



図一 各地の月別降水量

水辺を取り込んだ新興住宅地であるサンフランシスコ近郊のフォスターシティは有名だが、このような試みは地中海性気候で夏期の降雨が著しく少ない（サンフランシスコの6月から9月までの雨量は10ミリに満たない）土地だから成功したのか、日本のような雨量の多く、かつ流量変動の激しいところでも成功するのは興味のあるところである。

日本のリバーフロント整備に際しては、外国との風土の違いを充分理解した上で取り組む必要がある。

なんといっても、洪水にたいする安全性を確保した上での、水辺環境整備であることが必須の条件である。

2-2 我が国の河川の特徴

わが国の河川を諸外国の河川と比較した場合、当然のことながら、国土の自然条件、さらには農業や都市の成立等の社会的条件の相違を反映して、その様相がかなり異っている。

以下、わが国の河川の特徴について述べる。

1) 河川の勾配が急で流路が短い

このことからの帰結の一つは舟運に不利であるということである。昔はわが国でも河川の舟運が盛んであったが、数百km以上、場合によっては数千kmもの長距離を

航行できるヨーロッパやアメリカの大陸性の河川と異り、種々の対策を講じて、利根川や信濃川でせいぜい100km程度の航行しか可能でなく、観光目的の遊覧船や、石油や化学薬品、廃棄物の輸送等特殊な目的の輸送に限定されている。

河川勾配が急であることは、山地や流域からの土砂の流出も著しく、河川の流速も大きくなる。

2) 洪水時の流量と渇水時の流量の差が大きい

降雨が短期間に海へ流出してしまうため、洪水時の流量は極端に大きく、また流域の保水能力、浸透能力が小さいため、雨がちょっと降らないとすぐ河川の流水が枯れる。流域面積が小さいこともあり河川流量が安定しない。

ロシアのボルガ川やフランスのロアール川等、大平原の地下水の湧水を水源として常にゆったりと流れる風情とは全く異なるのである。

3) 人間活動の主な舞台は、形成されてたかだか数千年の若い沖積平野である。

歴史時代にはいつてからの日本人の主な活動舞台は、関東平野、大阪平野、濃尾平野、越後平野等の河川の堆積作用により、ここ数千年、古くてもたかだか一万年、新しければつい数百年前には海や入り江であったものが、河川の氾濫により陸化、あるいは埋め立てできた低平地がほとんどである。

河川に洪水が起これば、水は限りなく広がり水田や集落を侵す。広がる洪水から土地を守り、ひいては洪水を河川におしとどめるために堤防を築造する思想が生れた。洪水時に必要とする河川幅は大きくても、普段の流水は少ないから、河川を低水路と高水敷とに分離することとなった。

ヨーロッパの河川には日本のような堤防が無いという人もあるが、別に堤防が日本の専売特許であるわけではなく、世界で一番長い堤防はアメリカのミシシッピー川の総延長3,540kmで、隣の中国の黄河下流部には約1,800kmの堤防があり、韓国の京城市内を流れる漢江にも、イタリアはロンバルディア平原のポー川にも、乾燥の地を流れる大河ユーフラテス川にさえ部分的に堤防がある。低平な沖積平野で洪水の氾濫から土地を守るほとんど唯一の手段が堤防であることは日本だけに限らない。

4) 以上のような特性を反映して、わが国の河川は有堤河川が多く、河川が周辺

地盤より低い「掘り込み河川」が少ない。

堤防のある河川では、河川や水面を眺めるといっても条件が悪い。ゼロメートル地帯のような低地では地盤よりはるかに高いコンクリート堤防に遮られ、水面は橋の上からかビルの窓からしか見えないことになるし、物理的に河川の水辺に接近することも困難である。河川は周辺の人々の生活と切離された存在になり、その利用を困難にし、人々の関心を薄れさせる結果になることも事実である。

しかし、これはわが国の人口の多くが河川の氾濫原である低平な平野にすんでいるという事実から止むを得ないのであって、その中で治水と環境とを両立させるべくベストを尽くさねばならないのである。

2-3 土地利用と河道幅確保——そのトレード・オフな関係

大昔、川は洪水のたびに流路を変え、大きく蛇行し、勝手気儘に流れていた。いわば、平野全体が川であった。特に大河川の下流部は顕著だった。それを新田開発や広い都市を作るといった目的で土地利用を計っていった。土地利用を計るということは、逆に考えると、勝手気儘に流れていた河川を一定の河道に固定し、洪水をできるだけ早く海に流してやろうということで、いかえると川幅を狭くすることであるともいえる。利用できる土地を増やすということと、安全に洪水を流下させるということはトレード・オフの関係にあるともいえる。したがって、ある意味では、川幅は土地利用と洪水流下との妥結点として決められ、必要最小限の川幅しか有していないともいえる。したがって、流域の変化が著しく、流出条件が大きく変化したり、過去の実績を超える大雨により、川幅を拡げる必要がしばしば生ずる訳である。堤防についても、水防作業と一体となって、洪水に対抗するのが基本となっている。

しかし、河川とくに計画高水流量のおおきな大河川では、大洪水は滅多に来るものではないし（確率論的にいえば、余裕のない小河川で5年に1回、ゆとりのある大河川で100～200年に1回）、一般の人で、洪水の時に川を見に行く人はほとんどいないので、大多数の人は河川が働いている、稼動しているのを実感として体験することが無いように思われる。すなわち、河川は地物としての存在感はあっても、その機能を発揮している施設であるという認識を得にくい存在である。まして日本の川は流量の変動が激しく、普段の流量は著しく小さい。広大な河川敷の機能は理解しにく

い。ここに高水敷が空き地に等しい、空き地に準ずる土地であるという発想の根源がある。土地の利用効率を最優先に考えると、河川、森林、海面などは全く不経済に見えるとの意見もある。

この土地利用の効率化、高度化の波は、近年の地価上昇の動きとともに、河川敷にも押し寄せてきており、一方で河川景観の評価や、河川や水辺の自然の保全の動きが高まろうとも衰えることが無い。今や問題は少しずつ経済論すなわち現実論になりつつあるようである。安全、景観、自然環境といった経済的評価の困難な価値でも、その効用を価格で評価しなければ、一般的な納得が得られないのだろうか。

2-4 河川と周辺地域の一体的な整備

水辺の整備は、河川、水路、湖沼等のそのものの整備だけでは限界である。景観とは特定の一地点、一局面をいうのではなく、その周囲の状況をすべて含んだものであろう。

多くの人が繰返し主張していることであるが、良好な水辺空間が整備されるには、周囲の街なみ、土地利用が美しくなければならない。

パリのセーヌ川の護岸も、日本の都市河川の護岸も、構造と形状のみをよく見れば大同小異である。しかし、パリにはノートルダム寺院やルーブル宮殿やエッフェル塔があり、石のアーチ橋や文字どおり「巨大な」街路樹が水辺を彩っている。パリの街の景観と護岸がマッチしているのである。そんな舞台装置に圧倒されて、帰国してから「セーヌ川は隅田川や神田川とちがってねー」といわれるから、日本の都市河川は、周囲の市街地がとのバランスから濡衣を着せられている勘定でもあるという人もいる。事実、私の育った京都には琵琶湖疎水がある。この水路も直立護岸であるが、満々と青い水を湛えて流れていたため、好ましい景観として愛されていた。

2-5 水質について

良好な水辺として親しまれるには、さまざまな要因があるが、何といてもきれいな水の存在がきわめて大きな位置を占める。河川の水質改善には、流域からのさまざまな排水の処理が必要で、このため、個別処理を含む下水道の整備が必要であるが、河川事業としても、早くから実施している。

3 都市河川におけるリバーフロント整備の基本

アメリカやヨーロッパで、水辺景観を中心とした市街地整備、都市再開発が「ウォーターフロントの整備」と称して盛んに行なわれており、わが国では「うるおいのあるまちづくり」、「アメニティの回復」、「〇〇コミュニティの形成」等多種多様な活動により水辺の整備が市町村において盛んに行なわれている。

リバーフロントの整備に関して、たとえば、一部繰返しになるが、以下に述べるようないくつかの基本原則が考えられるのではなかろうか。

1) 洪水に際し、被害をできるだけ小さくするような計画であること。

河川の氾濫を生じさせる外力は降雨であり、しかも、降雨量、降雨強度（単位時間あたりの降雨）とも原理的には上限が明確でないから、河川の洪水処理計画がかなり安全側に計画されたとしても、何時かはそれを超える洪水が発生し、大きな被害をもたらす。すなわち、河川の周辺や低平地において、洪水に対する絶対の安全性は存在しない。したがって、このことを念頭において、計画を作成し、現状の河川の持つ能力を低下させ、被害を大きくすることのないようにすべきである。

とくに、目の前にある河川は、その地域だけのものではなく、たとえば、治水の観点から考えると、水系全体で所要の安全度を確保する必要がある、水系全体を考えた地域の計画でなければならない。

2) きれいな水質と豊かな流れの確保

水辺を評価せよといっても、流れている水が汚れていたら、近寄ったり眺めたりするものためられる。

水辺景観の論議の前提は、水質がきれいなことである。そもそも現代の人々の水辺離れの一因には水質汚濁の進行がある。河川や水路はゴミを捨てる気にならない程度に水質が良く、澄んでいるのではなく、豊かな水が流れていて欲しい。

下水道整備の進捗により河川水質は改善されているが、下水管きよを流れる排水の増加により、河川の流水が減少しているという現象が生じている。都市域においては、さらに地表面の舗装率や建築物の増加により、降雨が地中へ浸透しにくくなり地下水の補給が少なくなり河川への浸出も減少する。

今後は、小河川にも計画的に、環境用水的な河川流量の確保も検討する必要がある。

る。

3) 安易に水面を埋め立てたり、水路に蓋をしたりしないこと。

わが国の都市には昔から多くの河川、運河、水路、池等の水面が広く存在している。むしろ水面が多すぎる故に、ドシドシ埋め立てられてきたというのが実情であるとの説もある。

「水辺景観整備のために水辺を埋め立てる」ということは、河川的能力を低下させ、治水の安全度を低下させることで本末転倒である。水路の蓋かけも、汚水が臭いから、たびたび氾濫するから、上を利用するから蓋をしたという事例が多いのであるが、これらも同様である。

4) 河川等の水面を市街地の表側の存在と認知すること。

道路の重要性の増大とともに舟運が衰微し、また、水道の普及と河川水質の悪化に伴ない、河川水を直接生活用水として利用する習慣が失われるにつれ、河川は市街地の建物にとって「裏側」の存在、ひいては「無関心」な存在と見なされるようになった。

水辺景観の整備にあたっては、この「裏の存在」としての河川を、「表の存在」として認知することが第一歩である。

そのためには次のような点に留意して推進する必要がある。

(a) 水面への接近手段と視界の確保（親水機能の確保）

隠れた存在から表舞台に引っ張り出すには、まず、人々が河川へ水面へ接近できなくてはならないし、その存在を自分の目でみることが必要である。人と水とのふれあいの回復である。

このため、河岸、護岸、柵等の構造について十分な配慮が望まれる。

(b) 河川沿いの建物と河川との間に公共空間の確保

河岸ギリギリまで建物が接近し、河川沿いに巡視することも不可能というのでは、河川管理上からいって、水辺景観以前の問題であり、河岸沿いには道路や公園等の公共空間を確保すべきである。これは洪水時の水防活動の場を確保することにもなり、建物を浸水の危険の大きい河岸から離す結果にもなる。

河岸沿いの建物の正面を河川に向けることが、リバーフロント整備の上で重要であ

るが、河岸沿いに良質な道路や公開空地が整備されればインセンティブになりうる。

(c) 都市河川沿いの道路の歩行者優先の位置づけ

都市河川沿いに通過交通量の多い道路が存在すると、人々が河川へ接近することが困難となり、また建物が河川のほうを向く必然性も弱くなる。都市河川沿いの道路は、緑道、遊歩道、コミュニティ道路等歩行者優先のものとして位置づけが望ましい。

5) 水辺沿いには緑が豊かなこと。

堤防本体には植樹するわけにはいかないが、樹木等の緑は、水辺を好むといわれるように、殺風景なコンクリートや鋼矢板の護岸でも緑の存在によって穏やかな風景となりうる。

バリのセーナ川の護岸も皆の思い込みに反して、実は『殺風景な』石積みの直立護岸だそうである。しかし、バックの街路樹の緑や、護岸に垂れ下がる葛や、河川周辺の建築物の美しさに調和している。

わが国では、昔から堤防の上に桜が植えられ、花見の名所として有名なところも多かった。しかし、強風時に桜の木が大きく揺れ、堤防が壊れることや、朽ちた桜の木が堤防に穴を開けたり、根が堤防を傷めたりするため、堤防本体には植樹を禁止してきた。この考えは現在も変わらないが、最近では、堤防本体の堤内側に盛土をし、根が堤防本体に悪影響を与えないように縁切りを行なって、盛土部分に植樹することができるように、必要な手続きを整えた。

6) 水面利用の促進を計ること

釣り、ボート遊び、水がきれいであれば水泳、遊覧船など、河川の水面をもっと広く利用できるようにするべきである。河川が愛されるようになれば、洪水に対する脅威をも理解されるようになると思われる。

7) 住民参加による地域ぐるみの河川環境整備

河川管理は現行の河川法では、第一義的には国家の責任とされているが、河川は地域に密着した存在であるから、その環境の整備には地域の住民が全面的に参加するのが望ましい。

河川敷は国の物、国の物は誰のものでもないから、不法に居座ったものが勝というような感覚とか、いくらゴミを捨てても構わないというような考え方とか、いろんな考える人もいるが、皆の川だから美しくしようと考えている人々や市町村も多い。河川環境の整備には、地域の人々がもっと参加すべきであるし、河川愛護を子供達へ教えることも重要である。アメリカの国立公園で、ゴミを捨てないとか、アフリカの樹木の少ない地域で樹木を切らないとかのモラルの普及には、子供達に教えるのが結果的にもっとも早いそうである。

8) 画一的な整備をせず、地域の特徴を生かした整備をする

河川の姿はその地域の自然と文化、すなわち、風土そのものの反映であることを念頭において整備あるいは保全されるべきものである。川底が砂利で清流のある河川、泥炭地を流れる川、海が近くて水面は広いが澁んでいる川、堤防の高い川、掘り込み河川、周囲がビル街であったり、緑豊かな森林であったり、それこそ千差万別である。

河川の置かれた条件と環境をしっかりと把握して整備することが、その河川をもっとも生かすことになる。

9) 河川という狭い範囲に限定せず、河川を中心に据えた都市整備をする心構えで考える。

近年の都市においては計画的な市街地整備の目玉は、道路、鉄道の駅、城跡、官公庁街等であり、河川や水面ではなかった。

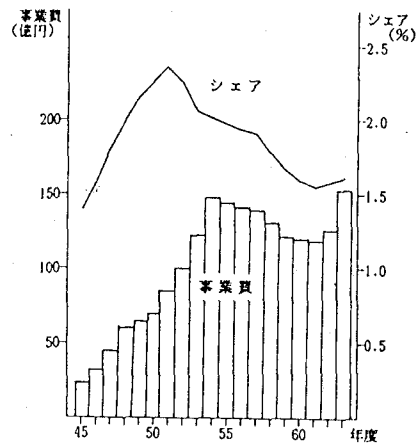
リバーフロントの整備に際しては、河川だけを対象に箱庭的な整備を行なうというのではなく、河川が市街地形成の一つの軸になるような構想の一環として進められるべきである。東京の隅田川の例のように、隅田川を軸とした都市再開発が進めば、全く新しい文化を生み出すことも夢ではない。過密化した市街地にあっては広い河川敷は都市の再生への鍵となる可能性を秘めている。

4-1 水辺空間整備の主要な施策

水辺空間整備のための最も基本的な施策は河川環境整備事業である。この事業は昭和44年度に、それまで行なわれていた河川汚濁対策事業に新たに河道整備事業を加えて発足し、水質の浄化と河川空間の整備の両側面から、悪化、荒廃しつつあった河

川環境の改善に貢献してきた。また、最近では、より積極的な意味で水辺に親しみ、水辺の利用を促進するため、地域の強い要望を受けて事業が行なわれている。

しかし、事業規模は小さく、また昭和50年代には予算のゼロ・シーリングに加え、頻発する水害に対処するため、差し迫った河川改修の必要性等のため、事業費の減額さえ余儀なくされた年も多く、河川環境整備事業全体に占めるシェアは落ち込んだままとなっている。（図－2）



図－2 河川環境整備事業費、シェアの推移

4－2 河川環境整備事業

河川環境整備は、昭和30年代から実施してきた河川汚濁対策事業等を拡充整備して、良好な河川環境の創出を図るため昭和44年度に創設された事業である。この事業は、水質の悪化した河川あるいは湖沼において、堆積した汚泥のしゅんせつや、水質の良好な河川から浄化用水の導入等を行なう「河川浄化事業」と、河川空間の公園、運動広場等としての利用を図るため、高水敷整正や親水護岸の設置を行なう「河道整備事業」とがあり、それぞれ建設省の直轄事業と都道府県の補助事業とがある。また、昭和63年度からは新たに「河川利用推進事業」を実施している。

(1) 河川浄化事業

河川の水質の浄化は、基本的には下水道整備をはじめとする流域全体での対策により実現されるものであるが、これらの対策には長期間を要するため、緊急的な対応として河川内での各種の浄化対策を実施している。堆積汚泥のしゅんせつは、すでに堆積した汚泥による悪臭、汚濁、景観阻害等の改善を図るものであり、昭和62年度においては河川で約53万m、湖沼で約42万mのしゅんせつを実施している。この事業実施の最大の課題は、しゅんせつ土の捨て場の確保である。

浄化用水の導入は、水質の悪化した河川に他河川から新鮮な水を導入するもので

隅田川の浄化のため、利根川の水を荒川を経て隅田川上流の新河岸川へ導入したことに始まる。この手法は汚濁負荷の除去ではなく希釈による浄化であるが、水質改善効果は大きいものがある。

この他、浄化の新しい手法として、れき間接触酸化法による直接浄化を実施している。これは、汚濁した河川水を河川敷等に設けたれき槽に導入し、れきに付着した微生物膜によって汚濁物質の吸着、沈殿、酸化を行なうものであり、汚濁した流入支川の野川、平瀬川について多摩川流入地点に浄化施設を設置し、水質浄化を行なった後、多摩川に流入させることで水質の改善を図っている。

（２）河道整備事業

河道整備事業は、都市域における貴重なオープンスペースである河川空間を、公園や運動広場あるいは災害時の避難場所としての利用の増進を図るため、実施しているものであるが、近年は、河川利用のための高水敷整備のみならず、親水性の向上や都市景観の向上を目的とする事業に積極的に取り込んでいる。この事業の具体的内容としては、高水敷の整正や低水護岸の整備、芝張りによる緑化等を実施しており、グラウンドや公園等のいわゆる「上物」については、地元地方公共団体が整備することとして、協調して事業を行なうことが多い。このうち護岸の整備については様々な工夫をこらしており、水遊びを可能にしたり、水に近づきやすい形状にした親水性の護岸（階段護岸、緩傾斜護岸等）や、水中生物や水際植物の保全や育成を図る生態系に配慮した護岸（魚類保全護岸、ホタル護岸等）あるいは、周辺景観との調和など河川景観に配慮した護岸（緑化護岸、自然石護岸等）を整備している。

（３）河川利用推進事業

近年の、水辺水面の利用に対する期待の増大は著しいものがある。最近では、河川の高水敷等におけるレクリエーション活動とともに、ブレッジャーボート等による水面利用の需要も増加している。ボート等多数の水面利用がある地区では、一方では多数のボートの不法係留による河川管理上の問題も顕在化してきており、このような問題を解消し、あわせて適正な河川利用の一層の推進を図るため、その基盤となる水門、護岸、船だまり等を整備する河川利用推進事業を、河川環境整備事業の一環として実施している。

4-3 ふるさとの川モデル事業

水辺は貴重な水と緑の空間として、地域社会にうるおいを与えるとともに、まちの景観形成や余暇の有効利用等においても重要な役割を果たしており、とくに最近では、まちづくりと一体的に水辺空間の整備を考えていくことが社会的要請になっている。

ふるさとの川モデル事業は、今後、特に周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行ない、良好な水辺空間の形成を図る必要のある河川を、ふるさとの川モデル河川として河川局長が指定するとともに、モデル河川について河川管理者と市町村長が整備計画を作成し、各々の事業の実施やその他の工夫の下に、一致協力して良好な水辺空間の形成を図ろうとするものである。

この事業は昭和62年度に創設され、モデル河川として昭和62年度に39河川、63年度に35河川が指定されている。また、これらのうち整備計画が作成された河川について、63年6月に7河川、12月に3河川の計10河川の計画が認定され、モデル事業としてスタートしている。

4-4 マイタウン・マイリバー整備事業

都市の中心市街地等を流れる河川には、改修が急がれながら沿川地域の市街化の状況等により、河川事業単独での改修が、費用、時間、街並への影響から見て困難な河川が存在する。また、一方ではこれらの河川は、市街地の中の貴重な空間として良好な水辺の復活、創造が望まれている場合が少なくない。

この事業は、このような河川について、沿川地域における市街地再開発事業等の市街地整備に関する事業と一体的に河川改修を行なうことにより、円滑な事業の実施を図るとともに、双方が協調して良好な水辺空間の景観の形成を行ない、沿川地域の魅力の増加と良好な市街地形成に寄与するものであり、建設省都市局、河川局、道路局住宅局共同による制度である。整備河川としては、昭和63年度に隅田川（東京都区部）、堀川（名古屋市）、紫川（北九州市）の3河川が指定されている。

4-5 都市清流復活総合モデル事業

都市内の河川は、都市化の進展等により水質が悪化して環境上の問題となっているほか、平常時の流量が減少することにより親しみのある水辺としての機能が失われて

きた。このため、このような河川について清流の復活を図るべく、他河川からの導水、下水処理水の活用等により、河川の水環境用水の確保と河川浄化を行ない、あわせて護岸、水遊び場等の親水施設を整備することにより、河川空間の総合的整備を行ない、住民の憩いの場としての水辺を再生しようとするものである。

4-6 特定高規格堤防整備事業（補助スーパー堤防）

東京、大阪等の大都市の海岸に近い地域では、長年の地盤沈下により、いわゆるゼロメートル地帯が広がり、水辺にはコンクリートの高潮堤が城壁のようにそびえ立ち、都市景観、水辺空間の面からは好ましいものではなくなっている。もちろん、これらは様々な制約の中で安全度の向上を図るために選択されたものであり、治水に大きな貢献をしてきたものであるが、大都市における水辺空間の向上の必要性や地震等非常災害時の修復性等を考えるとなお改善の必要がある。この事業は、このような状況の中で昭和60年度に発足したもので、河川沿岸における市街地再開発等にあわせて通常の堤防の背後地盤も同様に嵩上げすることにより、広幅員の堤防を築造し、堤防の強化、土地の有効利用、水辺環境の向上等を実現しようとするものであり、現在、隅田川において、在来のコンクリート堤防を再開発等にあわせて、緩傾斜堤防に改築する「都市河川総合整備事業」とあわせて、「大川端再生構想」の中心的事業として事業が実施されている。（図-3）

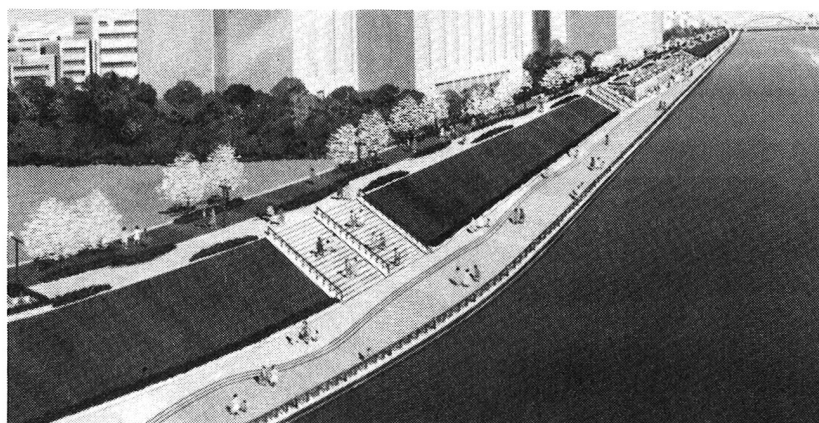
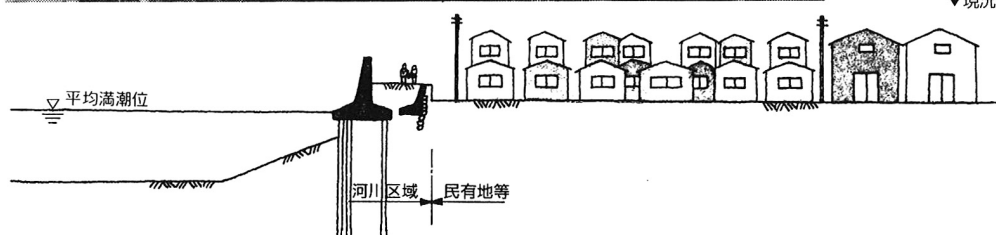
4-7 多目的遊水地事業、レイクタウン整備事業

都市河川の治水対策として、河道拡幅による改修方式に加え、遊水地を設置することにより、洪水を一時貯留することが有効かつ経済的な場合が多い。市街地の周辺部で遊水地を整備する場合、土地の有効利用の観点から遊水地内に公園や住宅等の都市施設等の立地需要も高いことから、これらの施設と遊水地を一体的に整備する多目的遊水地事業が昭和52年度から実施されている。この事業は土地の有効利用のみならず、従来背中を向けあっていた河川と市街地の融合空間を創り出すものであり、水辺空間整備の一つの方向としても評価されているものである。また、昭和63年度より、治水機能を整備しつつ土地区画整理等により豊かな水辺に恵まれた都市整備を行なう「レイクタウン整備事業」を実施している。この事業は、河川管理者以外の者（公団、第三セクター等）が必要な遊水地相当面積を先買いし、これを区画整理事業



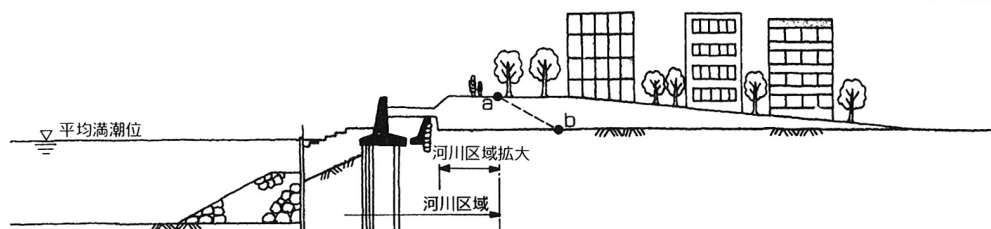
◀パラベット堤
で治水対応し
た河川

▼現況



◀スーパー堤防
化により良好
な水辺を形成

▼スーパー堤防



図ー3 スーパー堤防と緩傾斜護岸

等により遊水地予定地へ集約した後、遊水地掘削土や残土による高盛土の市街地を造成するもので、河川事業としては治水緑地事業で実施する。

4-8 桜づつみモデル事業

桜づつみモデル事業は、河川とその周辺の緑化に対する社会的要請に応えるため、河川の持つ空間を治水上の安全性を確保しつつ緑化し、桜並木の復元、整備を図ろうとするもので、堤防の強化を図った上で側帯として設けた盛土の上に桜等の高木を植樹することを認め、河川および周辺の緑化を推進しようとするものである。

事業内容としては側帯としての用地の確保、植樹を始めとする水辺整備は市町村が行ない、河川事業では堤防強化、盛土等を実施することとしている。この事業は昭和63年度から実施されており、直轄9河川の9地区がモデル事業として認定されている。

4-9 ラブリバー制度

近年、全国的に各種のボランティア活動が活発になり、なかでも潤いのある水辺を求める声の高まりをうけて、河川の清掃、草刈り等の美化活動が地域の人々の手によって行なわれ、良好な河川環境が維持・増進されている例も多い。この制度は、このようなボランティア活動によって河川空間の維持・保全が行なわれる場合には、事前の立木の伐採、張芝等を河川事業で実施した後、堤防や高水敷を植栽や花壇としての利用に開放し、堤防等の良好な維持と水辺空間の適切な緑化を地域の人々の手で行なってもらおうとするものである。この場合、人々の行なう諸活動に要する費用については、地域の状況に応じて、基金や公益信託等の活用を検討することを考えている。

4-10 リバーフロント整備センター

水辺空間の整備に対する地方自治体等の要請に応じて、積極的に事業を推進していくためには、その技術的課題や事業実施上の制度や手法等について、総合的、学際的な調査研究を行なうとともに、個々の実施計画の作成のため総合的調査を行なうことが必要である。このような調査研究を行ない、まちづくりと調和のとれた水辺空間の整備を進めるため、地方自治体、民間諸団体からの資金の拠出および国の補助により、昭和62年9月財団法人リバーフロント整備センターが設立されている。

リバーフロント整備センターでは、河川工学、生態学、社会学、経済学といった基礎的学問分野から、景観工学といった応用的学問分野までを統合し、分野にとらわれない学際的とりくみによって、まちづくりと調和のとれた水辺空間の整備のあり方について、計画立案から事業実施に至るまで、一貫性をもって、総合的に調査・研究を行なう。また、水辺空間の整備等にかかわる各種の情報を整備し、情報センターの役割を果たすことを目指すとともに、地方自治体の委託に対しては、官民学の専門家の意見を参考に、地方自治体の意向を充分反映させながら計画を作成していくことを目指している。

5 水辺空間整備の視点

以上のように、水辺空間の整備を直接、間接の目的とする施策は数多くあるが、近年、都市はもちろん地方においても、自然を残した空間として、また、貴重なオープンスペースとしての河川の価値に対する認識は強まっており、このような社会的要請の下で、河川事業としても水辺空間整備に対する取組を深めていくことが求められている。したがって、より必要性が高くまた効果の大きい地域において、適切な方法で行なっていくことが一層重要になってくる。

水辺空間整備を展開していくにあたっては、以下のような基本的視点を持つことが必要であろう。

(1) うるおいのあるまちづくりへの支援

都市においては河川は貴重な水と緑のオープンスペースであり、河川の持つ機能を十分に発揮することは、まちづくりの視点からも重要である。特に、近年「うるおいのあるまちづくり」に対する要望が強まっており、河川はその中心的役割を果たす可能性を持っている。従来、河川事業の実施にあたっては、治水対策の観点からのみ周辺の「まち」を認識しがちであったが、今後は事業実施の各段階において、河川周辺のまちづくりを念頭においた検討が必要であろう。このためには、河川管理者としても、まちづくりの仕組や手法に対する理解を深めていくことが必要である。

(2) 地域振興への寄与

近年、全国的に、地域の浮揚や活性化を目指した取組が計画・実施されているが、この中で河川はその位置的・機能的特性を活かして大きな役割を果たす可能性を有し

ている。このため、地域の観光資源と一体となった水辺の整備等により、都市の人々のニーズを満たすとともに地域の誇りとなり、地域振興の核となるような水辺空間の整備を考えていくことが必要である。この場合、とくに整備効果の波及と広域化を考えることが重要であり、地域全体のプロジェクトの中での位置付けや河川が中心となつてのプロジェクトの巻き起こし等を考えていくべきである。

(3) 市町村・地域の人々との連携

水辺空間の整備については、地域にとって望ましい姿を河川事業のみで実現することは不可能な場合も多く、また、整備された水辺空間の維持・保全についても同様なことがいえる。このため、計画の作成にあたっての役割分担や、市町村、流域の人々による水辺環境の保全・改善に対する積極的取組、さらには水辺の有効利用等について、河川管理者と市町村が十分な議論を行ない、地域の取組の核として水辺空間整備を位置付けていくことが必要である。

また、河川環境整備事業は、昭和62年5月の河川法改正により市町村が事業主体になることができるようになり、昭和63年度には、以下に示すように全国で14河川が市町村施行として事業実施中であるが、今後も、河川管理者と十分調整し、市町村事業の積極的拡大を進めていきたい。

市町村施行の河川数（河川環境整備事業）

河川浄化事業・・・・・・・・・・・・・3河川

河道整備事業・・・・・・・・・・・・・10河川

河川利用推進事業・・・・・・・・・・・・・1河川

(4) 民間活力の活用

従来、治水事業は公共事業のみの分野であり、民間事業者はもっぱら占用者としてしか認識されていなかった。しかし、まちづくり、地域振興等を考えた場合には河川整備そのものや、これと一体になった関連事業の実施について、第三セクターを含む民間活力の参画を求めることが、整備効果の発揮の観点から望ましい場合があり、このような観点からの検討も必要となってくる。

(5) 施策の複合化、多目的化

河川の治水機能と環境機能は、従来、ともすれば二者択一的にかんがえられる傾向があったが、本来、河川の機能としては両者を複合的に内在しているものであり、各々の効果を同時に最大限にひきだすことが理想の姿といえるであろう。このような観点から、ふるさとの川モデル事業、マイタウン・マイリバー整備事業、レイクタウン整備事業等の制度がすでに実施されているが、今後とも水辺空間整備の施策としては、このような複合的多目的な観点からの展開が必要とされるであろう。

(6) 社会的要請に応える河川環境の改善

水辺の積極的整備が強く要請されるということは、逆に、それだけ水質や水辺環境が悪化しており、良好な水辺空間としての機能が著しくそこなわれている河川が多いことを意味するともいえる。このような河川については、環境改善に対する社会的要請に応えるために、各種の改善技術や手法の開発を行ないつつ、河川環境の積極的に行なっていくことが必要である。このため、積極的な環境改善の必要性の位置付けや、確保すべき目標値の意義の明確化等について、十分な検討を行なう必要がある。

6 おわりに

以上述べたような視点を踏まえ、従来の施策に加えて昭和64年度からは新規施策として

(1) せせらぎふれあいモデル事業の実施

(2) 水辺空間整備事業融資制度の創設

(3) 河川文化交流施設整備制度の創設

(4) 河川の緑化、美化の推進

(5) 河川沿川整備構想の推進

等の水辺空間整備に関する施策を展開していく予定である。これらの施策の積極的な活用と、地域のニーズを十分反映した新たなアイディアの提案を広く期待したい。